

# 確定申告・住民税申告の準備はお早めに

期 間 2月16日(月)～3月16日(月)

●問い合わせ先 税務課 ☎ 096-248-1114

確定申告や住民税の申告は、令和8年度の市県民税や国民健康保険税などの算定基礎となります。申告がない場合は国民健康保険税の軽減判定や、所得証明などの発行ができないため、期日内に申告をお願いします。確定申告はスマートフォンから手軽にできる『電子申告(e-TAX)』をご利用ください。

また、申告関係の様式は税務課窓口か、国税庁のホームページからダウンロードできます。

## コミュニティ交通回数券助成

1月5日(月)から住民税の『電子申告(eLTAX)』も可能になりました。本年度に限り、住民税電子申告の促進と、10月に再編したレターバス・乗合タクシーの利用促進のために、公共交通で来場された人にコミュニティ交通回数券2枚を助成します。当日会場で申請してください。



▲国税庁(e-TAX)



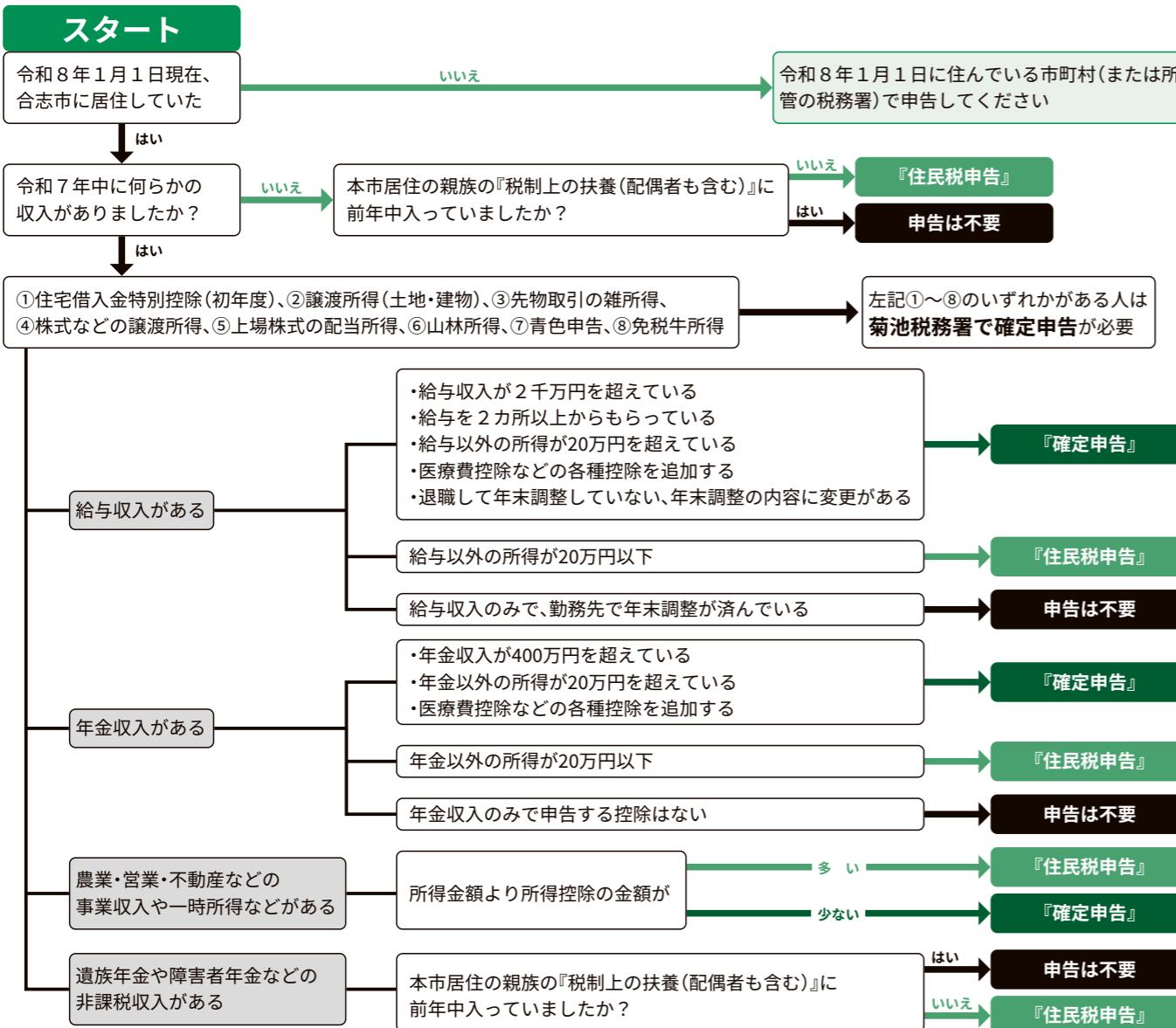
▲国税庁(様式)



▲市ホームページ(eLTAX)

## 1 申告対象者確認表

この表は申告が必要かどうかを判断する目安です。



## 2 申告に必要なもの

※紙媒体で提示し、スマートフォンなどの画面表示は不可とします

1 所得税の払い戻しがある場合	預金通帳
2 本人確認書類	免許証、マイナンバーカードなど
3 給与所得がある人	源泉徴収票
4 公的年金がある人	源泉徴収票
5 報酬、不動産の使用料などがある人	支払い調書
6 農業所得・事業所得・不動産所得がある人	収支内訳書(作成がない場合は受け付けできません)
7 保険の満期金がある人	保険会社からの支払証明書
8 社会保険料控除がある人	国民年金、国民健康保険、任意継続健保の払込(納付)証明書
9 生命保険料・地震保険料控除がある人	保険会社の控除証明書
10 医療費控除がある人	医療費通知、医療費控除の明細書(作成がない場合は受け付けできません)
11 寄付金控除がある人	寄付先からの寄付証明書
12 税務署から申告に関する書類が届いた人	税務署から届いた書類

税務署で申告する人は、マイナンバーカード、マイナンバーカードの“2つ”的暗証番号(4桁の利用者証明用電子証明書の暗証番号、6～16桁の英数字の署名用電子証明書の暗証番号)、マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンが必要です

## 3-1 菊池税務署での申告と入場申込方法

▶日時 2月16日(月)～3月16日(月)

平日 午前9時～午後4時

▶場所 菊池税務署 1階 会議室  
〒861-1393 菊池市隈府874番地1

●問い合わせ先

菊池税務署 ☎ 0968-25-2121



国税庁のLINE公式アカウントから  
入場の申し込みをしてください。  
申込完了画面が入場券になります



▲国税庁公式LINE

## 3-2 市の申告会場での申告と予約方法

▶会場 須屋市民センター

2月16日(月)～2月24日(火)

▶会場 市役所

2月25日(水)～3月16日(月)

※両会場とも土日祝日は除く

▶受付時間 午前9時～11時 午後1時～4時

▶開場時間 午前8時45分

※予約なしの人へ番号札を配布します

・午前の部 午前9時10分～

・午後の部 午後1時10分～

市の申告会場は、市LINE公式アカウントから予約してください。

\*2月1日(日)午前9時予約開始

\*予約優先、電話予約不可



スマートフォンによる入場申し込みや予約の方法がわからない場合は、14ページに掲載している『スマホお助け相談窓口』を活用してください。